

勝央中学校教職員の基本的な校内ルール

令和6年4月

勝央町立勝央中学校

生徒が安心し、安全に生活できる学校、保護者の皆様から信頼される学校を目指し、不祥事防止や情報管理等について次のとおり校内ルールを定め、教職員のサービスの厳正に努めてまいります。

保護者の皆様にもご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

1 生徒・保護者との連絡について

- (1)教職員と生徒間では、教職員の携帯電話は使用しない。
- (2)保護者へ連絡するときには、原則として、固定電話・学校用携帯を使用する。
やむを得ず、保護者と教職員の携帯電話で連絡を取り合う際には、音声通話機能のみ使用すること。(その場合は管理職に報告をする。)
- (3)校外からの連絡は学校を経由して行う。または、まなびポケットによる連絡ツールで連絡をする。
- (4)保護者から緊急に教職員の連絡先の問い合わせがあった場合は、教職員から折り返し連絡するようにする。
- (5)生徒の安全確保を図るため、やむを得ず生徒の携帯電話の番号等を取得する場合、原則として、事前に保護者及び校長の許可を得る。緊急時であってやむを得ない場合は、事後に報告する。また、個人情報については適切に取り扱う。

2 個人情報の取り扱いについて

- (1)生徒の個人情報に係る書類や電子データの校外持ち出しは、原則として禁止する。
- (2)個人情報をやむを得ず持ち出す場合は、事前に管理職に届け出て、個人情報持ち出し簿に記入する。
- (3)個人情報をUSBフラッシュメモリ等で持ち出す場合は、学校の暗号化機能付きUSBフラッシュメモリーを使用する。
- (4)学校用ノートPCを校外に持ち出す場合は、管理職の許可を得ること。
- (5)データはPC内に保存せず、すべてサーバーに保存する。
- (6)個人情報に関する文書や電子媒体等は机上に放置しない。
- (7)家庭環境調査票、緊急連絡票については決められた戸棚で保管する。

3 生徒・保護者との面談や相談、個別指導について

- (1)面談や相談は、校内または家庭訪問等で行い、校外及びメールやSNS等では行わない。
- (2)生徒の相談を受けたり、個別指導を行ったりする場合は、あらかじめ、生徒名、指導目的、場所等について管理職や他の教職員に告げてから行い、指導後は管理職に報告をする。
原則として複数の教職員により対応し、やむを得ず1対1で実施する場合は、密室状態にならない等、十分配慮する。
- (3)体罰は、いかなる場合も行わない。

4 教職員による生徒の送迎について

- (1)生徒の安全を確保するため、原則として教職員の自家用車には生徒を乗せない。
部活動の移動は、公共の交通機関や町バスの利用、または保護者送迎とする。
- (2)人命にかかわる救急業務等、やむを得ず、生徒を自家用車に乗せる場合には、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。

5 公金及び学校徴収金等の取り扱いについて

- ・教材費、部活動費等の学校集金を扱う場合、一人で会計事務を行わず、必ず複数の教職員でチェックし、適正に通帳管理をする。学校徴収金は、公金と同様の意識で取り扱う。

※教職員の携帯電話は、原則教室へは持っていかない。個人の携帯電話で生徒の写真等を撮らない。生徒の目の触れるところでは、極力使用しない。